



かきのたね

増税後の「住宅購入支援策」は4つの柱

1997年と2014年の消費税引上げ後の住宅着工戸数の落ち込みが顕著だった経験を活かし、2019年の消費税増税後の住宅購入支援策として4つの柱で景気を後支える。「景気の腰折れ」は防げるのか？

① 「住宅ローン減税」の控除期間が3年延長により10年から13年となる。

対象は新築・中古住宅で2020年12月末までに入居した方。

※ リフォームはあてはまる工事の条件が決められています。



② すまい給付金が最大50万円に拡充

対象者の所得層も約775万円以下の方まで引き上げとなる。

③ 「次世代住宅ポイント」制度を創設 新築最大35万円、リフォームは最大30万円。

様々な商品等と交換できるポイントを発行。

注文住宅・リフォーム工事は2019年4月～2020年3月までに請負契約、着工したもの。

分譲住宅は2018年12月から2020年3月に請負契約、着工し、かつ売買契約したもの。

④ 贈与税非課税枠最大3000万円拡大

契約年	消費税10%が適用される方	
	質の高い住宅	一般住宅
2019年4月～2020年3月末	3000万円	2500万円
2020年4月～2021年3月末	1500万円	1000万円
2021年4月～12月末	1200万円	700万円

その他、フラット35の優遇金利(フラットS)が継続実施となる。弊社ではフラット35のご相談受付ております。

● ご相談先

株式会社カキプロ 本社 住宅サポート事業部

札幌市中央区大通西11丁目4大通藤井ビル2F 011-280-6580

株式会社カキプロ 大阪事務所

大阪市北区天満1丁目6-8 六甲天満ビル2F 06-6882-2680

「かきのたね」の名前はカキプロの「かき」と情報＝話しの「たね」をかけてネーミングしました。お客様が気軽にご相談できる代理店を目指し発行しております。配信不要の場合はメールにてご連絡ください。

発行者 湊 芳行
y-minato@kakiopro.jp